

浜田市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

（設置）

第 1 条 森林経営管理法第 36 条第 3 項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- （1） 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- （2） 審査に必要な事項に関すること。

（委員）

第 3 条 委員会は、浜田市、島根県西部農林水産振興センター、一般社団法人島根県森林協会森林経営推進センターで組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める任務が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員長は浜田市農林振興課長をもって充て、副委員長は島根県西部農林水産振興センター浜田地域林業普及課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第 7 条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、浜田市農林振興課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 21 日から施行する。

別記様式第 15 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査基準）

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準

1 審査方法

- (1) 民間事業者が提出した企画提案書について、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会が書類審査を行います。
- (2) 審査事項は、次のとおりとします。
 - ① 森林所有者に支払う金額
 - ② 木材販売収益の安定・向上
 - ③ 森林経営計画の作成予定
 - ④ 経営管理の着実な実施
 - ⑤ 地域への貢献度
 - ⑥ 技術的な提案

2 審査基準

企画提案書の審査については、選定委員会を開催して提案内容を審査することによって行います。評価にあたっては前述の審査事項に基づき、次の表に示す各項目の基準点の合計を採点し、最も合計点が高い者を採用事業者として決定します。

審査事項	審査基準点				
	極めて優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
①森林所有者に支払う金額	20点	16点	12点	8点	4点
②木材販売収益の安定・向上	10点	8点	6点	4点	2点
③森林経営計画の作成予定 (面積要件を満たすか否か)	10点	8点	6点	4点	2点
④経営管理の着実な実施 (体制、実績等)	20点	16点	12点	8点	4点
⑤地域への貢献度 (事務所の所在、地域雇用等)	20点	16点	12点	8点	4点
⑥技術的な提案	20点	16点	12点	8点	4点

3 スケジュール

- (1) 企画提案書の審査 令和5年9月26日(火)
- (2) 採用事業者の選定・結果通知 令和5年10月3日(火)

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査採点表

民間事業者名

選定委員氏名

審査事項	配点数	評価点数	備考
① 森林所有者に支払う金額	20 点		
② 木材販売収益の安定・向上	10 点		
③ 森林経営計画の作成予定 (認定要件を満たすか否か)	10 点		
④ 経営管理の着実な実施 (体制、実績等)	20 点		
⑤ 地域への貢献度 (事務所の所在、地域雇用等)	20 点		
⑥ 技術的な提案	20 点		
合 計			